

誓 約 書

給水装置の管路に活水器等（浄水器、微細気泡発生器、その他水質に影響を与えると管理者が判断したもの。以下「管路活水器等」という）を設置するにあたり、以下のことを誓約いたします。

設置場所 _____

水栓番号 _____

1. 管路活水器等の維持管理について
 - ・管路活水器等の修理等は、工事申込者（所有者）の責任で行う。
2. 水質の責任分界点について
 - ・水質の責任分界点は、管路活水器等の上流側のバルブ（止水栓）とし、水質変化が予想される管路活水器等の下流側の水質及び設置に伴う一切の責任は、工事申込者（所有者）とする。
3. 利害関係人からの異議申し立てについて
 - ・管路活水器等を設置後、設置に関し入居者（使用者）及び住宅の所有者等からの一切の苦情及び問題の対応は、工事申込者（所有者）の責任で行う。

（宛先）座間市公営企業管理者

年 月 日

工事申込者（所有者）氏名 _____

住所 _____